

税のお知らせ

5月の納税等

- 軽自動車税／全期
- 介護保険料／第1期
- 農業集落排水処理施設使用料／第1期
- 提塘占用料／全期
- 保育料／5月分
- 納期限／5月31日(水)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車税種別割について

4月1日現在で軽自動車をお持ちの方には、5月上旬に役場から納税通知書をお送りします。
最寄りの金融機関または役場会計室窓口、その他e-L・Q・Rを利用した電子決済にて納付してください。

軽自動車税種別割は自動車税種別割と異なり月割制度がありません。よって、4月1日現在の所有者に全額課税されます。

軽自動車の売却等をされ、売却時の契約により、販売店等の第三者が税金を支払う場合でも、納税

通知書は4月1日現在の納税義務者(所有者または使用者)に交付し、口座振替をご契約の場合は、納税義務者が登録している口座から引き落としがされます。事前にその旨をご連絡いただいても、販売店等の第三者に納税通知書を送付することも、口座振替を停止することもできませんのでご注意ください。

●問合せ先

総務部税務課

軽自動車税種別割の税率について

○重課税率

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車には、重課税率が適用されます。最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときを受ける検査であり、一般的に車検と言われる継続検査とは異なります。最初の新規検査の時期は、**車検証の「初度検査年月」欄をご確認ください。**

車種	重課税率(年額)		旧税率(年額)	
	最初の新規検査が平成22年3月までの車両*		最初の新規検査が平成22年4月から平成27年3月までの車両	
軽三輪	4,600円		3,100円	
四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円
		営業用	8,200円	5,500円
四輪	貨物用	自家用	6,000円	4,000円
		営業用	4,500円	3,000円

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車を除く。

●問合せ先

総務部税務課

軽自動車税種別割の継続検査 用納税証明書について

令和5年1月から軽自動車税納

付確認システムの運用が開始され、**車検時の納税証明書が原則不要**となりました。車検や納付の時期によつては、納税証明書が必要となる場合があります。

納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、役場税務課で無料発行していただけますので、納付したことがわかるもの(引き落としが記帳された通帳や領収印が押された納税通知書など)をお持ちになって、税務課窓口までお越しください。

口座振替をご契約の方には、6月の中旬ごろに継続検査用(車検用)の納税証明書を送付します。

●問合せ先

総務部税務課

減免について

次の手帳の所有者で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税種別割が減免されます。

- 身体障害者手帳
- 戦傷病者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳等

減免を受ける方は、身体障害者手帳等、運転免許証、納税通知書を持参して役場にて申請をして



ださい。

また、車いす輸送車等構造上、専ら身体障害者を輸送するための設備を整えた車両も減免できる場合がありますので、税務課までお問合せください。申請には、構造とナンバーが分かる写真、納税通知書が必要です。

●申請期限

5月31日(水)

減免申請の期限は5月31日(水)ですが、事務処理の都合上、**5月22日(月)**までの申請にご協力お願いします。

●問合せ先

総務部税務課

自動車税種別割の納税をお忘れなく

5月31日(水)は、自動車税種別割の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、5月1日(月)に県税事務所から納税通知書を発送します。お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください(納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください)。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります)やインターネットバンキング、一部のスマートフォン決済アプリでも納付できます。

なお、名義変更や廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

●問合せ先

西尾張県税事務所

☎0586-4513170

●ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>



愛知県ホームページ

海部南部権利擁護センターの成年後見支援について

■巡回相談(要予約)

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に向いて相談(無料)をお受けします。

●日時

5月9日(火)

①午後1時30分～2時20分

②午後2時30分～3時20分

③午後3時30分～4時20分

●場所

すこやかセンター

■弁護士による法律相談(要予約)

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談(無料)をお受けします。

●日時

5月18日(木)

①午後1時～1時50分

②午後2時～2時50分

③午後3時～3時50分

●場所

海部南部権利擁護センター

■共通事項

●参加費 無料

●受付時間 午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)

手話通訳・要約筆記など障がいのため配慮が必要な方はお申し出ください。

●問合せ先

NPO法人海部南部権利擁護センター

☎69-8181

FAX69-8180

4月号広報 誤字の訂正について(お詫び)

4月号特集ページの基礎疾患の記載について、一部誤字がありましたのでお詫びして訂正いたします。

- ・血液の病気(ただし、鉄欠病性貧血を除く)
⇒**鉄欠乏性貧血**
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病⇒**併発**

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課